

砂 川 市 訓 令 第 2 0 号

令和 5年 5月 8日

砂川市地域おこし協力隊起業又は事業継承支援補助金交付実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市地域おこし協力隊起業又は事業承継支援補助金交付実施要領の一部を改正する訓令

砂川市地域おこし協力隊起業又は事業承継支援補助金交付実施要領（平成28年訓令第57号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、嘱託型要綱第3条及び委託型要綱第3条に規定する地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）で、隊員の任期2年目から任期終了後1年以内の者とする。

附 則

この訓令は、令和5年5月9日から施行する。